

豊富中央公民館利用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の「5類」移行後の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上での位置付けが5月8日から2類から5類に引き下げられます。○

2類から5類への移行後は、施設利用者に新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドラインの運用は行わないこととなります。今後は、個人の判断により主体的に行動して、施設の利用を行っていただきますので、皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

令和5年4月28日

中央市教育委員会 生涯教育課